

県が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の取扱いについて

第1 県が発注する工事（以下「県工事」という。）における建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第2項の適用については、次のとおり取り扱うものとする。

1 令第27条第2項が適用される県工事の範囲

(1) 請負対応額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上8,000万円未満、かつ、下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満と見込まれる県工事について、次表の区分に従い令第27条第2項による専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

【令第27条第2項による専任の主任技術者の兼務を認める工事の区分】

専任の主任技術者の兼務を認める工事	下欄①から④に該当しない工事
専任の主任技術者の兼務を認めない工事	<p>① 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事(低入札受注工事)</p> <p>② 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成2年3月23日監-2083)に基づく共同企業体が施工する工事(JV施工工事)</p> <p>③ 「入札参加資格要件及び指名標準について」(平成16年6月1日建管-711)に基づき主任技術者の専任配置を求める工事(鋼構造物塗装工事及び法面工事)</p> <p>④ 上記①から③以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事。 当該工事については、工事別発注概要書A. 入札参加資格等の「その他の事項」欄に、「本工事の主任技術者については、建設業法施行令第27条第2項の規定を適用しません。(他工事への兼務は認めないものとします。)」と記載すること。</p>

(2) 請負対応額が8,000万円以上、又は下請総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上と見込まれる県工事については、監理技術者の専任配置を求めていることから、実際の下請総額にかかわらず、令第27条第2項による技術者の兼務は認めないものとする。

2 県工事と兼務を認める他工事の要件

(1) 令第27条第2項により県工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他の工事（以下「他工事」という。）は次の①から③のいずれの要件にも該当する工事とする。

① 県が発注する他工事（他部局で発注する工事を含む。）、又は国、県内市町村が発注する公共工事

② 配置技術者の資格者要件が県工事と同一である工事(下表参照)

【参考】

		県工事	他工事	兼務の可否
配置技術者の資格者要件	例 1	一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	○
	例 2	一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	×(※)

(※) 例 2 の場合において、同一人が一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士の両方の資格を保有する場合でも、兼務は認めないものとする。

③ 他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が県工事との主任技術者の兼務を認めている工事

3 令第 27 条第 2 項の適用に係る判断基準等

(1) 同一の主任技術者が兼務できる工事数

同一の主任技術者が兼務できる県工事と他工事は合わせて 2 件とする。

(2) 「工事現場の相互の間隔が 10 km 程度」について

国通知において令第 27 条第 2 項の適用要件とされる「工事現場の相互の間隔が 10 km 程度」とは、自動車で通行可能な経路による工事現場相互の距離が 10 km 程度とし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等に添付される経路図により適否を判断するものとする。

(3) 「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」等について

上記(2)と同様に適用要件とされる「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」及び「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例は次の①及び②のとおりとし、受注者又は入札参加者から提出される兼務に係る申請等の記載内容が著しく不合理でない場合は、原則としてこれらの要件に該当するものと判断する。

① 「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・ 工事現場相互の間隔が 10 km 程度にある同種の土木工作物を対象とする工事(県道改築工事と市町村道舗装工事等)
- ・ 工事現場が隣接する土木工事(道路(橋梁)工事と河川改修工事等)
- ・ 同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事

② 「施工にあたり相互の調整を要する工事」の例

- ・ 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

(相互に土量分配計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請け業者の施工により相互に工程調整を要する工事等)

第2 県工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者を令第27条第2項により他の工事に兼務しようとする場合の手続きについては、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

1 施工中の県工事

- (1) 施工中の県工事に配置されている専任の主任技術者を他工事へ兼務させようとする受注者は、事前に様式1により専任の主任技術者の兼務に係る承認申請を発注公所に提出するものとする。
- (2) 申請を受けた発注公所は、第1に記載する基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、その結果を工事記録簿に記録するとともに、当該記録の写しを受注者に交付するものとする。
- (3) 上記(2)により専任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定した時は、速やかに発注公所に報告するものとする。

2 入札参加予定の県工事

- (1) 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札の対象となる県工事（以下「入札対象工事」という。）に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加予定者は、「令第27条第2項により専任の主任技術者の兼務を認める県工事」であるか否かを入札執行公所に照会するものとする。
- (2) 上記(1)の照会のあった場合、当該入札執行公所は、令第27条第2項により専任の主任技術者の兼務を認める県工事であるか否かについて回答するものとする。
なお、兼務を認める工事であると回答した県工事においても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。
- (3) 他工事に配置している主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、別添記載例を参考に、入札参加資格確認申請書添付書類様式第3号「配置予定技術者の資格・工事経歴等」（以下「様式第3号」という。）中「2配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に「建設業法施行令第27条第2項により兼務（詳細は別紙）」と記入し、様式2により作成した理由書を添付して提出するものとする。
- (4) 上記(2)において、他工事に配置している主任技術者が専任の主任技術者の場合は、入札参加者は、県工事に配置予定の専任の主任技術者としてを事前に当該他工事の発注者から承認を得るものとする。
- (5) 同時期に入札中の他工事（県が発注する工事に限る。）に配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、様式第3号中「1配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等の当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の確認を申請中の他の秋田県発注工事がある場合の当該工事の名称、発注機関、開札予定日」欄に必要事項を記載のうえ、同「2配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記(3)と同様に記載するものとする。この場合、「現在従事している建設工事の有無」欄には「無(入札中)」と記入するものとする。
- (6) 落札候補者が上記(3)又は(5)により様式第3号に県工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務する旨の記載があった場合は、(地方)入札審

査会において、第1の判断基準等に従い、専任の主任技術者の兼務の認め得るか否を判断した上で、入札参加資格審査（配置技術者要件）を行うものとする。

また、上記(4)に該当する場合、入札執行公所は、当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を県工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ落札決定を行うものとする。

- (7) 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者とした落札者は、当該技術者を入札対象工事に配置する場合、上記1に準じて発注公所に承認申請を行うものとする。

第3 その他

この取扱いで定めるもののほか、主任技術者の専任配置等に関する事項(主任技術者から監理技術者への変更等)については、「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」(平成16年3月31日建管-3097)によるものとする。

附 則 (平成28年5月31日建政-391)

- 1 この取扱いは、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う工事の契約から適用する。
- 2 平成28年5月31日以前に入札公告等を行った工事の契約については、なお従前の例による。

(様式1)

専任の主任技術者の兼務に係る承認申請について

年 月 日

発注者あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名		
施 工 中 の 工 事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
発注者担当者（電話番号）		
2 件 の 工 事 の 関 係	1	2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容：)
	2	2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容：)
※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。		

1 2件の工事現場間の自動車での通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

(様式2)

本工事に従事できると判断した理由 (別紙)

年 月 日

発注者あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札参加資格確認申請書に添付した様式第3号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施行令第27条第2項による兼務」の内容は下記のとおりです。

記

主任技術者の氏名		
本 工 事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者 (担当課所)	
発注者担当者 (電話番号)		
2 件 の 工 事 の 関 係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容 :)	
	2 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容 :) ※上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

1 2件の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事に専任の主任技術者を配置又は配置予定の場合は、主任技術者の本工事への兼務を認めることを当該他工事発注者に事前に確認のうえ、配置予定技術者とする事。

(記載例)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 A建設株式会社

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している 資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格証の交 付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号	当該技術者を配置予定技 術者として入札参加資格 の確認を申請中の他の秋 田県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機 関、開札予定日	工 事 経 歴 (過去に従事した同種工事の内容等)					工 事 概 要 【工法、施工数量を記載のこと】
			工事名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度 及び工期 (月数)	
山王太郎	← 他工事に配置され ている主任技術者 の例							
山王次郎	← 同時期に入札中の 県工事に配置予定 の主任技術者の例	道路舗装工事 田利地域振興局 平成〇年〇月〇日開札						
山王三郎	← 他の工事に配置さ れていない主任 技術者の例							

- 1 技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 3 3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- 4 記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の秋田県発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。
- 5 「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）を添付すること。

(様式第3号) (つづき)

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無		有の場合 工事名				請負金額 (百万円)	工期 (~)	本工事(※)に従事できると判断する理由 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき兼務(詳細別紙)
	有	無	発注者名	場所 (市町村名)	発注者名	場所 (市町村名)			
山王 太郎	有	無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	秋田市	50百万円	〇〇~〇〇	建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき兼務(詳細別紙)
山王 次郎	有	無	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	由利本荘市	35百万円	〇〇~〇〇	建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき兼務(詳細別紙)
山王 三郎	有	無							

1 工期については、年月日を記載すること。
 ※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

3 営業所の専任技術者の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。
 2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること(「土」、「建」、「電」、「管」等)。
 3 申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。
 4 営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事(※)」に従事できると判断する理由」欄に対応方針を記載すること。
 (建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。)